

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和5年3月22日（水曜日）		
開 会	午前10時46分	閉 会	午前10時54分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 浅野 博文 副委員長 金田 靖典 委 員 中山 明保 加嶋 辰史 米村 京子 吉野 恭介 石田憲太郎 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係主任 橋本 圭司 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	【経済観光部】 経済観光部長 大野 正美 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時46分 開会

【経済観光部】

◆浅野博文委員長 ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、経済観光部から報告を受けることといたします。それでは初めに大野部長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

○大野正美経済観光部長 経済観光部でございます。よろしくお願いいたします。

本日は報告事項として1件報告をさせていただきたいと思ひます。これは先ほどの本会議で追加の議案として上げさせていただきました、砂丘西側のリゾートホテルの誘致に伴います土地代金の納付が先週の13日に全額納付がありましたので、それに伴ひまして、このたび基金を積み立てるといふような経緯になっております。そのリゾートホテルの誘致につきましての今の状況、動きにつきまして報告をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

鳥取砂丘西側市有地活用促進事業リゾートホテル誘致に係る土地の引渡しについて（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 それでは報告に入ります。

鳥取砂丘西側市有地活用促進事業リゾートホテル誘致に係る土地の引渡しについての御報告をお願いします。はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そういたしますと、配布させていただいております委員会資料のほう、次第の次をおはぐりいただけたらと思います。鳥取砂丘西側市有地活用促進事業リゾートホテル誘致に関します土地の引渡しということでございますけども、こちら、令和2年2月定例会で可決をいただきました議案第65号財産の処分について、これは先ほど申し上げました旧砂丘荘跡地及び旧青年の家跡地へのリゾートホテル誘致に係ります財産処分についてのもとなりますけども、部長が先ほど申し上げたとおり、事業者からこのたび代金の全額納付がございましたので、土地の引渡しを行ったことを報告するものでございます。

事業者は株式会社dhp都市開発様。代金は土地代金、測量費合わせまして1億2,400万4,822円となります。土地代金1億2,000万円のうち、1,200万円は契約保証金として既に納付を受けておりまして、残りの1億1,200万4,822円をこのたび納付いただいたものでございます。土地の引渡しの条件としましては、令和2年2月4日に締結しました市有財産売買仮契約書、これは同年3月25日の議決によりまして本契約として成立しているものでございますけども、この契約書の中に示しておりまして、土地の引渡し前に建築物の建築確認済証の交付を受けること、それから土地代金を全額納付することを明記しております。これに基づき納付いただいております。

直近の動きといたしましては、今年1月30日に環境省の国立公園事業の執行認可を受け、2月6日に建築確認済証の交付によって、先週3月13日に土地代金の全額納付をいただいたところです。現在は土地の所有権移転に向けた手続きを事業者との間で進めているというところでございます。

今後について、今後の流れを書いておりますけども、こちらについては現在も事業者のほうのホテルブランドとの間で交渉を進めていただいております。そのブランドとの間で契約内容の要点を整理しましたタームシートの締結を目指して、今、調整を行っております。その後にホテルブランドの発表、着工といったような流れを予定しておりまして、基本協定に定める令和6年中の開業に向け、取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

今後の詳細のスケジュール等については、また、引き続き事業者を確認しながら対応していきたいというふうに考えておりますが、段階的なこういった形でまずは土地の引渡しに至る土地代金の納付を受けたということを委員会で報告をさせていただくものでございます。説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。よろしいですか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 老婆心ながら、金田ですけど、令和7年の開業ということで、22か月、準備期間にかかるようになっていくんですけども、これのぎりぎりの不履行という判断というのはどこかの時点でされることもあるんですか。

◆浅野博文委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。いずれにいたしましても今、基本協定で定めているのが令和7年1月1日までというのが基準になっておりますので、要するに令和6年中の開業というところが協定に定める事項になっております。基本的にはこれ、事業者のほうと、前回もございましたけども、2年に1度計画を遅らせた経過が新型コロナウイルスの関係もあって、ありましたけども、これから不履行という形ではないんですけど、提案者側のほうから、事業者のほうから、例えば今、副委員長さんがおっしゃいました6年中に開業ができるかどうかという、これからの工事の着工のスケジュールとか、そういったものも含め、それから例えば着工がもし、例えば期限内にできるのであればいいですけど、期限内に少し例えば遅れが出るような話であれば、その理由がというところも当然確認をした上で我々としても協議をして、判断していくということになるのかなというふうに考えているところです。

まず、いずれにしてもこれから、こういった今回代金の納付を受けましたので、この後、これからの詳細のスケジュールについて、その辺りを事業者のほうとも確認をさせていただくようにしたいというふうに今、考えているところです。以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 いよいよ不履行になって、もうだめだ、事業断念しますと、要するにホテルブランドが正式にまだどこかというのが確定していませんから、いよいよになった場合に、手がみんな下がってしまったという場合にはどうということが起こってくる。

◆浅野博文委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。ちょっと具体の想定まではあれですけど、例えばですけど、今回の今、資料にもおつけしておりますけども、今日の資料の中で、3番の引渡しの条件のところに、土地の所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行うというふうに書いております。これは基本協定に定めるいわゆる提案事業というものを履行できるかどうかというような、そういう提案事業の実施の義務ですね、そういったものが例えば今、おっしゃるような形でできなくなったと、それが正当なというか、しっかりとした理由を持ってできなくなったということになったときに、例えば想定されることとしてはこういった、今、引き渡した土地を買い戻していくような、登記にも、今回、つけてやっけていこうということになりますので、そういったところも含めながらの判断になってくるのかなというふうに思います。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 分かりました。ありがとうございました。

◆浅野博文委員長 はい、そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 以上で全ての日程を終了しましたので文教経済委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前10時54分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

文教経済委員長

文教経済委員会日程

日時：令和5年3月22日（水）
予算審査特別委員会終了後
場所：7階 第2委員会室

経済観光部

◎報告

鳥取砂丘西側市有地活用促進事業（リゾートホテル誘致）に係る土地の引き渡しについて